3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。)の指導基準等

指導			評 価	基	準			改善
基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定		実際の	り指導	結果
	1 保育に従事する者の数	a 保育に従事する者が1人で	・乳幼児数が1人を超えてい	В	С	口頭	文書	
第1 保育に従事する者の数及び資格	原則、1人に対して乳幼児1人 [考え方] 当該乳幼児がその兄弟姉妹と ともに利用しているなどの場合 であって、かつ、保護者が契約に おいて同意しているときは、例外 として、これを適用しないことが できる。	保育している乳幼児の数	3。 る。					
	2 保育に従事する者の有資格 者の数 [考え方] ここでいう有資格者は、保育士 (国家戦略特別区域法第12条の 5第5項に規定する事業実施区 域内にある施設にあっては、保育 士又は当該事業実施区域に係る 国家戦略特別区域限定保育士。以 下同じ。) 又は看護師(准看護師 を含む。)の資格を有する者をい う。	a 有資格者又は都道府県知事、 指定都市市長、中核市市長若し くは児童相談所設置市市長(以 下「都道府県知事等」という。) が行う保育に従事する者に関 する研修(都道府県知事等がこ れと同等以上のものと認める 市町村長(特別区の長を含む。) その他の機関が行う研修を含 む。)を修了した者であるか。	が配置されていない。 ※採用した日から1年を超 えていない者については、 採用後1年以内に研修を	_	0			
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又 は保母、保父等これに紛らわし い名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反が ある。	_	0			
		b 国家戦略特別区域限定保育 士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称 を表示するときに、その資格を 得た事業実施区域を明示し、当 該事業実施区域以外の区域を 表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	0	_			

第2 保育室等の構造、設備	1 事業の運営を行う事業所の 専用区画及び備品等について の協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所と は、乳幼児の居宅ではなく、業務 を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。 ・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要				
及び面積			な備品等の用意について保護者に協力を求めていない。				
第3 非常災害に対する措置/第4 保	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・火災、地震等の災害発生時 における対処方法等(避難 経路や消火用具等の場所の 確認等を含む。)について定 めた業務マニュアルが整備 されていない。又は、業務マ ニュアルはあるが取組(保 育従事者への周知や定期的 な訓練等を含む。)が不十 分。	_	0		
保育室を2階以上に設ける場合の条件							
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適 切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項	_	0		

2 保育に従事する者の保育姿 勢等 (1) 保育に従事する者の人間 性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育に当たっての基本姿勢 (子どもへの愛情豊かな関 わり、人格の尊重、プラオイ シーへの配慮等)に関って 事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。 は、業務マニュアルはあの周 知を含む。)が不十分。 ・研修計画を作成し、保育に対し、 ではない。 研修については、保育に対ない。 研修については、保育に対ない。 研修については、保育に対する前(採用時)にまた、保育でよが望ましい。向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	0	_		
(2) 乳幼児の人権に対する十 分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与える ことや、人格を辱めることがない など、乳幼児の人権に十分配慮が なされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否か を問わず乳幼児に身体的苦 痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差 別的処遇、言葉の暴力が見 られる。 等	_	0		
(3) 児童相談所等の専門的機 関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。	_	0		
3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を 取り、その意向を考慮した 保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方 法により、保護者からは家庭で の乳幼児の様子を、保育に従事 する者からは保育中の乳幼児 の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接 な連絡を取ることを心がけ ていない。	0	_		
(2) 保護者との緊急時の連絡 体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把 握していない。	_	0		

	(+x > 1-)						
第 6 給 食	[考え方] 指導基準第6については、適 用しないことができるが、食事 の提供を行う場合には、衛生面 等必要な注意を払うことが必要 である。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を 使用する際は、衛生面等必要な注 意を払い、配膳も衛生的であるこ と。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	るち	一一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に 行われていない。 ・アレルギー疾患等を有する 子どもに対して適切な対応 が行われていない。	は定 適ち	易合		
第 7 健	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼 児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察 及び、保護者からの乳幼児の報 告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表 情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告(連絡帳を 活用することを含む。)を受けてない。	0	_		
康 管 理		b 引渡しの際、預かり時と同様 の健康状態の観察が行われて いるか。保護者へ乳幼児の状態 を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	0 -	1 0		
安全 確保	2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全 衛生法(昭和47年法律第57号) に基づく労働安全衛生規則(昭 和47年労働省令第32号)に基づ き採用時及び1年に1回実施 しているか。 b 食事の提供を行う場合には、 提供頻度やその内容等の実情 に応じ、検便を実施している か。	・実施されていない。・実施されていない。	るち	一 す合判		
	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行 われているか。	・手指の衛生や咳エチケット の実施等の感染予防策につ いて定めた業務マニュアル が整備されていない。又は、 業務マニュアルはあるが取 組(保育従事者への周知を 含む。)が不十分。	_	0		

4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。		0	
5 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活におけ		_	0	
	る安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項について	・安全計画に定める研修及び 訓練が定期的に実施されて	_	0	
	の計画(以下「安全計画」とい う。)を策定し、当該安全計画 に従い、児童の安全確保に配慮	基づく取組の内容等につい	_	0	
	した保育が実施されているか。 b 職別に、安全計画にで、実練が足力にである研修ともびいるにで、実練が定実施されているにで、実練が定実施されているにで、実施されているが。 c 保取組の内容がでのでは、一次では、大学に対し、では、大学に対しないのでは、では、では、では、では、では、大学に対しないでは、大学に対しないが、でいるが、でいるが、でいるが、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	い。又は、業務マニュアルは あるが取組(保育従事者へ の周知を含む。)が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組 の内容等を踏まえた事故 防止、防犯、安全最優先等 シッターとしての心構え に関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、 遊具等室内の安全確認に 関する事項 (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント(リスト) (4) ケガや急病等における 応急手当の方法(実践)に 関する事項 (5) 「ヒヤリ、ハット」時の 事故防止意識の再確認等			

g 事故発生時に適切な救命処 置が可能となるよう、職員に対 し実技講習を定期的に受講さ せているか。	・職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。	_	0		
h 賠償責任保険に加入するな ど、保育中の万が一の事故に備 えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	_	0		
i 事故発生時には速やかに当 該事実を都道府県等に報告し ているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」 (令和5年12月14日こ成安 第142号通知)に基づく報告 が行われていない。	_	0		
j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当 該事故に際して採った処置 について記録していない。		0		
k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	_	0		

	4	リアの支援によいて キア焼き	人ノ担己はおしている			I	I	
h-h-	1 施設及びサービスに関する	以下の事項について、書面等に	・全く提示等がされていな	_	0			
第 8	内容の提示	よる提示等がされているか。	V).	_				
		a 設置者の氏名又は名称及び	・左記 a \sim nの事項につき、	0	_			
≇ il		事業所の管理者の氏名	提示内容又は提示等の仕方					
利用		b 事業所の名称及び所在地	が不十分。					
者		c 事業を開始した年月日						
<u>へ</u>		d 保育提供可能時間	・「ここdeサーチ」に情報	_	0			
情		e 提供するサービスの内容及	が全く掲載されていない。					
情報提供		び当該サービスの提供につき	<u></u> (14)/(24)					
提供		利用者が支払うべき額に関す	・「ここdeサーチ」に左記a~					
		る事項並びにこれらの事項に						
			nの事項につき、掲載がない	0				
		変更を生じたことがある場合	項目がある又は内容が不十					
		にあっては当該変更のうち直	分					
		近のものの内容及びその理由						
		f 利用定員						
		g 保育士その他の職員の配置						
		数又はその予定						
		h 設置者及び職員に対する研						
		修の受講状況						
		i 保育する乳幼児に関して契						
		約している保険の種類、保険						
		事故及び保険金額						
		(IB III)						
		j (提携している場合は)提携						
		している医療機関の名称、所						
		在地及び提携内容						
		k 緊急時等における対応方法						
		1 非常災害対策						
		m 虐待の防止のための措置に						
		関する事項						
		n 設置者が過去に事業停止命						
		令又は施設閉鎖命令を受けた						
		か否かの別(受けたことがある						
		場合には、その命令の内容を含						
		t.)						
	2 サービス利用者に対する契	以下の事項について、利用者に						
	約内容の書面等による交付	書面等による交付がされている						
	利的各の音曲等による文刊							
		か。	キア然 (= 1, 10 ナ / 1, 5 1, 一) .					
		a 設置者の氏名及び住所又は	・書面等により交付されてい	_	0			
		名称及び所在地	ない。					
		b 当該サービスの提供につき						
		利用者が支払うべき額に関す	・左記 a \sim h の事項につき、	0	_			
		る事項	交付内容が不十分。					
		c 事業所の名称及び所在地						
		d 事業所の管理者の氏名						
		e 当該利用者に対し提供する						
		サービスの内容						
		f 保育する乳幼児に関して契						
		約している保険の種類、保険事						
		故及び保険金額						
		/IE I#3 IE A 33 IE I#						
		9						
		する医療機関の名称、所在地及び提供中容						
		び提携内容						
		h 利用者からの苦情を受け付						
		ける担当職員の氏名及び連絡						
		先						

	3 サービスの利用予定者から 申し込みがあった場合の契約 内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	説明が行われていない。説明はされているが、内容が不十分。	-	O _		
第 9 備	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の 資格を証明する書類(写)、採 用年月日等が記載された帳簿 があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	- 0	O -		
備える帳簿等		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿の整備状況が不 十分。	_	0		
	2 利用乳幼児に関する書類等 の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。・整備内容が不十分。	-	O _		